

# 【通知】 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく療養の給付と公害健康被害の補償等に関する法律に基づく療養の給付との調整について

(平10.3.31保険発51・老健発70, 最終改定: 平24保医発0319・5)

1 この通知において、「包括点数」とは以下の診療料をいう。

診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）（以下「診療報酬点数表」という）に掲げる次の診療料

- ア 外来診療料
- イ 一般病棟入院基本料
- ウ 療養病棟入院基本料
- エ 有床診療所療養病床入院基本料
- オ 特定入院料
- カ 生活習慣病管理料
- キ 在宅時医学総合管理料
- ク 在宅がん医療総合診療料

2 調整方法

包括点数の算定対象となる患者について、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という）又は健保法に基づく療養の給付と公害補償法に基づく療養の給付の両方を受けることができる場合、高齢者医療確保法若しくは健保法又は公害補償法に基づいて支払う費用は、次のとおりとする。

(1) 高齢者医療確保法又は健保法に基づき支払う費用  
包括点数の算定対象となる患者について、診療報酬点数表により算定した額の合計額から、下記(2)により公害補償法に基づき支払う費用として算定した額を控除した額（控除後の額が0円以下である場合にあっては0円）

(2) 公害補償法に基づき支払う費用  
当該包括点数にその費用が含まれている診療行為のうち、公害補償法の支給対象となるものについて、公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成4年環境庁告示第40号。以下「公害補償法点数表」という）に基づき算定した額の合計額

(例) 一般病棟入院基本料に係る調整方法

イ 高齢者医療確保法に基づき支払う費用  
診療報酬点数表に基づき、一般病棟入院基本料を算定した額から、下記ロに基づき公害補償法に基づき支払う費用として算定した額を控除した額（控除後の額が0円以下である場合にあっては0円）

ロ 公害補償法に基づき支払う費用  
公害補償法点数表に基づき、下記に掲げる診療料について算定した額の合計額

入院料（主たる疾病が公害補償法の対象となる疾病である場合に限る）

検査料（公害補償法の対象となる疾病に係るものに限る）

投薬料（公害補償法の対象となる疾病に係るものに限る）

注射料（公害補償法の対象となる疾病に係るものに限る）

病理診断料（公害補償法の対象となる疾病に係るものに限る）

一般病棟入院基本料に含まれる画像診断及び処置に係る費用（公害補償法の対象となる疾病に係るものに限る）

ハ 診療報酬明細書の記載例

(一) 「入院」欄には、当該月の診療報酬点数表に基づいて上記イについて算定した点数の合計点数から、当該月のうち高齢者医療確保法に基づく療養の給付と公害補償法に基づく療養の給付の両方を受けることができる日における、公害補償法点数表に基づいて上記ロについて算定した額を10で除して得た数の

合計数を控除した点数を、次のように記載する。

【記載例】

⑨	入院年月日			年	月	日
	病	診	⑨ 入院基本料・加算			
入	一般	7	×	〇〇〇点		
			×	日間	(控除後の点数)	
			×	日間		
			×	日間		
院			×	〇〇〇点		
			×	日間	(控除後の点数)	

(二) 「摘要」欄には、当該月の診療報酬点数の合計点数及びその内訳並びに高齢者医療確保法に基づく療養の給付と公害補償法に基づく療養の給付の両方を受けることができる日における公害合計点数の内訳及びその対象疾患名を次のように記載する。

【記載例】

一般病棟入院基本料	〇〇×〇〇日間=〇〇点	入院料	〇〇点
		検査料	〇〇点
		投薬料	〇〇点
		注射料	〇〇点
		画像診断料	〇〇点

処置料	〇〇点		
合計	〇〇点	合計	〇〇点

(三) その他の項目については、従前どおり、「診療報酬請求書等の記載要領等について（昭和51年8月7日保険発第82号）」に基づき記載する。

- 3 入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用については、主たる疾病が公害補償法の対象である場合には、公害補償法に基づく請求を行い、高齢者医療確保法又は健保法に基づく請求は行わない（ただし、高齢者医療確保法又は健保法に基づいて特別食のみの給付を行う場合を除く）。
- 4 公害補償法に基づく療養の給付と高齢者医療確保法又は健保法に基づく療養の給付の両方を受けられない事態が生じないように指導されたい。